

島根県 特定診療科医師 育成支援資金 の手引き

※大切な事柄が書かれていますので、必ず最後までご確認ください。

島根県健康福祉部医療政策課医師確保対策室

TEL 0852-22-6684

目 次

■制度の目的	3
■制度の概要	3
1 貸与の対象	
2 事業期間	
3 育成支援資金の貸与について	
4 返還免除	
■返還の免除	6
1 返還の免除	
2 返還の免除に係る従事期間の計算	
3 指定医療機関及び特定地域医療機関以外の医療機関、 産婦人科以外での研修及び従事	
■返還	7
1 返還	
2 返還の特例	
■貸与決定から支援資金の交付の手続き	8
1 貸与の決定	
2 支援資金の交付申請、交付決定	
3 その他	
■ 研修修了後から返還免除までの手続き	10
1 返還の免除までの期間に必要な手続き	
2 返還免除申請	
3 その他届出が必要な事項	
■よくある質問	12
■様式集及び様式記載例	

制度の目的

特定診療科医師育成支援資金は、将来県内の医療機関において産科医療に携わろうと意欲のある初期臨床研修医に対して、研修に係る支援資金を貸与することにより、県内の産科医師の増加を図るとともに、産科医療提供体制の確保及び充実を図ることを目的としています。

制度の概要

1 貸与の対象

将来、島根県内の指定医療機関（※1）及び過疎地域に所在する指定医療機関（※2）（以下「特定地域医療機関」という。）の産婦人科において、医師の業務に従事する意欲のある初期臨床研修医

※初期臨床研修とは、医師法（昭和23年法律第201号）による臨床研修をいいます。

※貸与時点での初期臨床研修病院は県内外を問いません。

（注）この制度で認める大学院の在学

区分	貸与期間中 (初期臨床研修中)	義務履行期間中 (産婦人科医として指定医療機関で勤務中)
初期臨床 研修医	在学可能 ※初期臨床研修中でも、大 学院への入学が認められ る場合	大学院に在学している場合でも、 県内の指定医療機関で勤務し、在職証明が発 行できるものであること

※義務履行中の大学院の在学期間中に、診療行為を行わず専ら研究をする期間があれば、その期間は猶予期間とします（P6「3 指定医療機関及び特定地域医療機関以外の医療機関、産婦人科以外の診療科での研修及び従事」と同様の扱いとします。）。

指定医療機関（※1）

- ① 県内の次の者が開設する病院又は診療所
 - ・ 県
 - ・ 市町村
 - ・ 地方公共団体が組織する組合（地方自治法第284条第1項の組合）
 - ・ 日本赤十字社
 - ・ 社会福祉法人恩賜財団済生会
 - ・ 厚生農業協同組合連合会
- ② 臨床研修指定病院（医師法第16条の2第1項の規定に基づく厚生労働大臣の指定を受けた病院）
- ③ へき地医療拠点病院（へき地保健医療対策実施要綱に基づき知事の指定を受けた病院）
- ④ その他知事が認める病院又は診療所

特定地域医療機関（※2）

上記の指定医療機関のうち、松江市（旧美保関町を除く。）、出雲市（旧多伎町、旧佐田町を除く。）に所在しないもの

2 事業期間

この支援資金は、国の地域医療再生計画臨時特例交付金(H21～H25)を活用した制度であるため、募集を行う事業期間は平成25年度までです。

3 育成支援資金の貸与について

貸与額及び貸与回数

貸与額	貸与回数
1年度に、1回300万円	1回

※次の方は応募できません。

- ・ これまでに島根県の実施する医学生向け奨学金の貸与を受けたことのある方（既に返還免除決定を受けた方は除く）
- ・ これまでに島根県の実施する研修医研修支援資金の貸与を受けたことのある方
- ・ 奨学金ほか島根県の他の施策により県内勤務を行う（行っている）方

4 返還免除

初期臨床研修修了の翌月から、指定医療機関の産婦人科において引き続いて5年間医師の業務に従事（特定地域医療機関の産婦人科において2年間以上医師の業務に従事した場合に限る。）したとき

◆返還の免除に係る詳細は、P6「返還の免除」をご覧ください◆

～以下のいずれかに該当した場合は返還となります～

- ・初期臨床研修を取りやめたとき
- ・心身の故障のため、初期臨床研修を修了する見込みがなくなったとき
- ・初期臨床研修における成績が著しく不良となったと認められるとき
- ・指定医療機関の産婦人科医師として業務に従事する意思がなくなったことにより貸与を受けることを辞退したとき
- ・初期臨床研修を修了した月の翌月末日までに、指定医療機関の産婦人科において医師の業務に就かなかったとき
- ・指定医療機関の産婦人科において、引き続いて5年間（うち2年間は、特定地域医療機関の産婦人科医師として業務に従事）、業務に従事できない見込みとなったとき
- ・貸与期間中及び返還免除に係る業務従事期間中に、死亡、又は心身の故障により医師の業務に従事することができなくなったとき

◆返還に係る詳細は、P7「返還」をご覧ください◆

※返還の免除を受けられた場合、返還免除額と利息相当額（10%）が所得とみなされ、所得税が課せられます。詳しくは、お近くの税務署にご相談ください。

返還の免除

1 返還の免除

以下の事項を満たした場合、この支援資金の返還を全額免除します。

初期臨床研修を修了した月の翌月に（疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合は、その事由がやんだ後遅滞なく）指定医療機関の産婦人科において医師の業務に就き、かつ、引き続いて5年間（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため指定医療機関の産婦人科において医師の業務に従事することができなかった期間を除く）指定医療機関の産婦人科において医師の業務に従事（特定地域医療機関の産婦人科において2年間以上医師の業務に従事した場合に限る。）したとき。

2 返還の免除に係る従事期間の計算

返還の免除に係る従事期間の算定は、以下のとおりです。

指定医療機関の産婦人科において医師の業務に就いた日の属する月から、指定医療機関の産婦人科において引き続いて医師の業務に従事しなくなった日の属する月までの、月単位で計算します。

なお、従事期間を算定する場合において、当該期間中に休職（業務に起因する休職を除く。）又は停職の期間があるときは、当該休職又は停職の期間の開始の日の属する月からその終了の日の属する月までの月数を除きます。

3 指定医療機関及び特定地域医療機関以外の医療機関、産婦人科以外の診療科での研修及び従事

指定医療機関及び特定地域医療機関の長の指示で、指定医療機関以外の医療機関や産婦人科以外の診療科での研修や従事を命ぜられた場合の従事期間の算定は、以下のとおりとなります。

①指定医療機関以外の医療機関や産婦人科以外の診療科での従事が、通算して6ヶ月未満の場合

・月数算定により実質5ヶ月の期間は、指定医療機関の産婦人科において業務に従事したものとみなして計算します。

②指定医療機関以外の医療機関や産婦人科以外の診療科での従事が、通算して6ヶ月以上となる場合

・6ヶ月以上から当該従事期間が終了するまでの期間を、返還の猶予期間として計算します。

【指定医療機関以外の医療機関等での従事に係る届出・申請書】

届出・申請が必要となりますので、指定医療機関以外や産婦人科以外での研修や従事が決まったら、まずは、速やかに担当者までご連絡をください。該当する手続き様式を送付します。当該医療機関での研修や従事開始の1ヶ月前までに手続きが必要です。

返 還

1 返還

以下のいずれかに該当した場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月末日までに、貸与を受けた支援資金の全額とその額に10%の割合を乗じて得た額の合計額を一括返還しなければなりません。

- ・初期臨床研修を取りやめたとき
- ・心身の故障のため初期臨床研修を修了する見込みがなくなったとき
- ・初期臨床研修における成績が著しく不良となったと認められるとき
- ・指定医療機関の産婦人科において医師の業務に従事する意思がなくなったことにより貸与を受けることを辞退したとき
- ・初期臨床研修を修了した月の翌月末日までに（疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合には、当該やむを得ない事由がやんだ後遅滞なく）指定医療機関の産婦人科において、医師の業務に就かなかったとき
- ・指定医療機関の産婦人科において、引き続いて5年間（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため指定医療機関の産婦人科医師として従事することができなかった期間を除く。）（特定地域医療機関の産婦人科において2年間以上医師の業務に従事した場合に限る。）医師の業務に従事できない見込みとなったとき
- ・貸与期間中及び返還免除に係る業務従事の期間中に、死亡（業務上の事由によるものを除く。）又は心身の故障（業務上の事由に起因するものを除く。）により医師の業務に従事することができなくなったとき
- ・その他、知事が必要と認めるとき

2 返還の特例

上記1にかかわらず、知事が特に必要と認めるときなどは、返還の時期及び方法について、特例を受けることができます。

特例を受ける場合、返還は1回払い（支払期限は、返還事由が生じた日から起算して3ヶ月以内。）、年賦、半年賦もしくは月賦の均等返還によるものとなりますが、均等返還の期間は、5年を超えることができません。

また、納入通知書にある返還期限に遅れた場合には、別途延滞金（年利15%）が必要となります。

返還の免除となる条件に該当しない可能性がある場合には、できるだけ早く担当者にご相談ください！！

貸与決定から支援資金の交付の手続き

1 貸与の決定

「特定診療科医師育成支援資金」の申請の受付後、日程調整をして面接を随時行い（面接日時・場所については、個別に連絡をします。）、申請者のすべての方の面接が終了した後に、面接及び小論文その他の書類等で評定を行い、適格性が高いと判断した方から貸与者の決定をします。

- ・申請者すべての方に対して、結果を通知します。
- ・また、個人の評定結果は、島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）の規定に基づき、一定期間、口頭でお知らせできます。詳細については、結果の通知の際にお知らせします。

2 支援資金の交付申請、交付決定

貸与決定となった方には、決定通知書のほか、支援資金の交付に必要な次に掲げる書類を勤務先の医療機関に送付しますので、必要事項を記載のうえ提出をお願いします。

【提出書類】

①支援資金交付申請書（様式第4号）

②被貸与者本人の口座振替申出書

注1) インターネットバンクは、県の会計の都合上利用できません。

注2) 通帳の氏名のページのコピーを添付してください。

口座名義（カタカナ）や番号に誤りがあると入金できなくなります。確認のために必要ですので提出をお願いします。

※上記の書類が提出された後に、交付決定を通知するとともに、申し出の口座入金の手続きをします（入金日は、交付決定の際にお知らせします。）。

※入金を確認後、借用証書（様式第5号）を提出していただきます（収入印紙とともに連帯保証人の印が必要です。）。

3 その他

初期臨床研修2年目となる年度には、上記3に掲げる書類とともに、「返還免除に係る勤務計画書」をお送りします。この計画書は、後日行う面談の際に提出いただきます。

※面談については、個別に連絡します。

研修修了後から返還免除までの手続き

1 返還の免除までの期間に必要な手続

提出いただく様式については、前年度の3月中に勤務先の医療機関にお送りします。

(1) 初期臨床研修修了したとき

研修を修了されたときは、①～③を4月30日までに提出してください。

- ① 初期臨床研修修了証書の写し
- ② 支援資金返還猶予申請書 (様式第9号)
- ③ 在職証明書

※様式は特に定めておりませんが、在職されている医療機関の代表者の印のあるもので、かつ、従事する診療科名が記載されたものを提出してください。

(2) 初期臨床研修後2年目から返還免除までの期間

返還免除されるまでの期間、毎年度4月30日までに次に掲げる書類を提出してください。

また、勤務場所や住所が変更になった場合には、その都度、②及び③の書類を提出していただきますようお願いいたします。

- ① 支援資金返還猶予申請書 (様式第9号)
- ② 在職証明書
※様式は特に定めておりませんが、在職されている医療機関の代表者の印のあるもので、かつ、従事する診療科名が記載されたものを提出してください。
- ③ 連絡先の変更等の届け (様式は任意です)

※県からの返還猶予決定

(1)又は(2)の文書の提出をいただいた後、返還猶予決定通知をお送りします。

2 返還免除申請

返還免除に必要な期間の勤務が終了した場合には、次の書類により返還免除の申請をしていただきます。

提出していただく様式は、事前に勤務先の医療機関にお送りします。

- ① 支援資金返還免除申請書 (様式第10号)
- ② 在職した指定医療機関(特定地域医療機関を含む。)の名称及び
従事期間を記載した在職証明書

※県からの返還免除決定

返還の免除の申請をいただいた後、返還を免除したことを証する書類をお送りします。

3 その他届出が必要な事項 《重要》

貸与期間中及び返還免除に係る業務従事の期間中（後期研修期間を含む。）に、次に掲げる事項に該当した場合には文書による届出をしていただく必要がありますが、まずは電話、メール等により担当者まで連絡をしてください。

- ①氏名又は住所を変更したとき
- ②退職し、休職し、停職の処分を受け、又は復職したとき
- ③心身の故障のため初期臨床研修の課程を修了する見込みがなくなったとき
- ④臨床研修の課程を修了したとき、又は中止したとき
- ⑤指定医療機関（特定地域医療機関を含む。）において医師の業務に就き、又は指定医療機関（特定地域指定医療機関を含む。）において医師の業務に従事しなくなったとき
- ⑥特定地域医療機関の長の指示により、松江・出雲部の指定医療機関の産婦人科で医師の業務に従事しようとするとき
- ⑥連帯保証人が氏名、住所又は電話番号を変更したとき
- ⑦連帯保証人を変更したとき
- ⑧支援資金の貸与を受けることを辞退しようとするとき
- ⑨支援資金以外の貸付金（医師として勤務することを条件に返還が免除されるものに限る。）を受け、又はその返還が免除されたとき

■よくある質問

Q 1 貸与の申請をすれば、必ず貸与を受けることができますか。
A 1 審査を行いますので、応募状況等により、申請されても貸与が受けられない場合があります。
Q 2 他の奨学金等との併願をすることができますか。
A 2 ・これまでに島根県の実施する医学生向け奨学金の貸与を受けたことのある方（既に返還免除決定を受けた方は除く）は、この支援資金の貸与を受けることはできません。 ・この支援資金の貸与を受けた方は、後期研修医向け資金の貸与を受けることはできません。 ・奨学金ほか島根県の他の施策により県内勤務を行う（行っている）方は、この研修支援資金の貸与を受けることはできません。
Q 3 連帯保証人については、何か要件がありますか。
A 3 連帯保証人は、独立の生計を営む成年者が1名必要です。 申請者の父母を充てることも可能です。 なお、申請者の配偶者は除きます。
Q 4 返還免除条件である指定医療機関や特定地域医療機関は、どのようにして決まりますか。
A 4 本人の希望と指定医療機関等との調整により決まります。 県は、情報提供をすることはあっても強制することはありません。
Q 5 資金貸与を受けましたが、返還免除条件である指定医療機関での勤務中に県外での研修は認められますか。
A 5 P6をご覧ください。

貸与決定後の手続きに係る提出書類一覧

貸与決定後に提出	<ul style="list-style-type: none"> ・特定診療科医師育成支援資金交付申請書(様式第4号) ・口座振替申出書 ・借用証書(様式第5号)・・・資金の入金を確認後
初期臨床研修終了時に提出	<ul style="list-style-type: none"> ・初期臨床研修修了証書の写し ・特定診療科医師育成支援資金返還猶予申請書(様式第9号) ・在職証明書(様式任意、様式例を参考)
修了後2年目から返還免除までの期間、提出	<p>返還免除されるまでの期間、毎年度期限(4/30)までに提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定診療科医師育成支援資金返還猶予申請書(様式第9号) ・在職証明書(様式任意、様式例を参考)
初期臨床研修後義務履行期間中に、指定医療機関以外の医療機関や産婦人科以外の診療科で従事(研修)がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第11号～様式第15号で、該当する様式を提出 <p>※在職期間の計算の上で重要ですので、例えば県外の医療機関での研修が決まった際などには、必ず事前にご連絡ください。</p>
返還免除申請時に提出	<ul style="list-style-type: none"> ・特定診療科医師育成支援資金返還免除申請書(様式第10号) ・在職した医療機関の在職証明書(様式任意、様式例を参考) <p>※従事した診療科名が記載されたもの</p> <p>※従事期間が記載されたもの</p>

様式第4号(第9条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
申請者 氏 名
決定番号 ⑩

年度特定診療科医師育成支援資金交付申請書

特定診療科医師育成支援資金貸与規則第9条の規定により、下記金額の交付を申請します。

記

金 円

借 用 証 書



金 円

ただし、特定診療科医師育成支援資金貸与規則により貸与を受けた育成支援資金

上記金額借用しました。については、特定診療科医師育成支援資金貸与規則の規定に従い、相違なく返還します。
なお、連帯保証人は、この育成支援資金の貸与について、本人と連帯して一切の債務を保証します。

年 月 日

住 所
本 人 氏 名 ⑩
決定番号 ー

住 所
連帯保証人 氏 名 ⑩

島根県知事 様

年 月 日

島根県知事 様

住 所
本人 氏 名 ㊦
決定番号 ー

特定診療科医師育成支援資金返還猶予申請書

特定診療科医師育成支援資金貸与規則第14条第2項の規定により、下記のとおり育成支援資金の返還の猶予を受けた
いので、関係書類を添えて申請します。

記

返・還 債 務 の 額	金 円
在職する指定医療機関及び診療科の名称	医療機関名： 診療科名：
猶予を受けようとする理由	
猶予を受けようとする期間	

添付書類 上記理由を証明する書類

年 月 日

島根県知事 様

住 所
本人 氏 名 ㊟
決定番号 —

特定診療科医師育成支援資金返還免除申請書

下記のとおり貸与を受けた育成支援資金の全部（一部）について返還の免除を受けたいので、特定診療科医師育成支援資金貸与規則第15条第4項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

貸与決定を受けた育成支援資金の総額	金	円
返還未済の返還債務の額	金	円
免除を受けようとする額	金	円
在職した指定医療機関及び診療科の名称 及並びに従事期間	指定医療機関及び診療科の名称	従事期間
休職又は停職の有無及び期間（業務に起因する休職を除く。）		
業務による死亡又は退職についての事実		
業務による死亡又は退職の年月日	年 月 日（死亡・退職）	
災害、疾病その他やむを得ない事由		

注 該当しない事項の欄には一印を記入すること。

添付書類

- 1 在職した指定医療機関及び診療科の名称並びに従事期間を記載した在職証明書
- 2 休職（業務に起因する休職を除く。）又は停職及びその期間を証明する書類
- 3 業務による死亡又は退職及びその年月日を記載した証明書
- 4 災害、疾病その他やむを得ない事由を証明する書類

年 月 日

島根県知事 様

住 所
本人 氏 名 ㊦
決定番号 ー

特定診療科医師育成支援資金特定診療科以外従事届出書

下記のとおり、指定医療機関の特定診療科以外で医師の業務に従事することを指示されたので、特定診療科医師育成支援資金貸与規則第18条第1項の規定により届け出ます。

記

医療機関の住所及び名称	住所 名称
診 療 科 の 名 称	
従 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
従事することを指示した理由 ※指定医療機関の長記載欄	<p style="text-align: center;">指定医療機関の名称 指定医療機関の長の氏名 ㊦</p>

年 月 日

島根県知事 様

住 所
本人 氏 名 ㊟
決定番号 ー

特定診療科医師育成支援資金特定診療科以外従事申請書

下記のとおり、指定医療機関の特定診療科以外において医師の業務に従事する期間が通算して6月以上となるため、特定診療科医師育成支援資金貸与規則第18条第1項ただし書の規定により承認の申請をします。

記

医療機関の住所及び名称	住所 名称
診療科の名称	
従事期間	年 月 日から 年 月 日まで
従事することを指示した理由 ※指定医療機関の長記載欄	指定医療機関の名称 指定医療機関の長の氏名 ㊟

年 月 日

島根県知事 様

住 所
本人 氏 名 ㊦
決定番号 ー

特定診療科医師育成支援資金特定診療科以外従事変更届出書

下記のとおり、従事内容の変更を指示されたので、特定診療科医師育成支援資金貸与規則第18条第2項の規定により届け出ます。

記

医療機関の住所及び名称	(変更前) 住所 名称 (変更後) 住所 名称
診療科の名称	(変更前) (変更後)
従事期間	(変更前) 年 月 日から 年 月 日まで (変更後) 年 月 日から 年 月 日まで
変更を指示した理由 ※指定医療機関の長記載欄	指定医療機関の名称 指定医療機関の長の氏名 ㊦

年 月 日

島根県知事 様

住 所
本人 氏 名 ㊟
決定番号 ー

特定診療科医師育成支援資金特定診療科以外従事変更申請書

下記のとおり、従事内容の変更の指示をされ、指定医療機関の特定診療科以外において医師の業務に従事する期間が通算して6月以上となるため、特定診療科医師育成支援資金貸与規則第18条第2項ただし書の規定により承認の申請をします。

記

医療機関の住所及び名称	(変更前) 住所 名称 (変更後) 住所 名称
診 療 科 の 名 称	(変更前) (変更後)
従 事 期 間	(変更前) 年 月 日から 年 月 日まで (変更後) 年 月 日から 年 月 日まで
変更を指示した理由 ※指定医療機関の長記載欄	指定医療機関の名称 指定医療機関の長の氏名 ㊟

年 月 日

島根県知事 様

住 所
本人 氏 名 ⑩
決定番号 ー

特定診療科医師育成支援資金特定診療科以外従事終了報告書

下記のとおり、指定医療機関の特定診療科以外における従事が終了し、指定医療機関の特定診療科で従事を開始したので、特定診療科医師育成支援資金貸与規則第18条第3項の規定により報告します。

記

指定医療機関の名称	
診療科の名称	
従事開始日	年 月 日 (指定医療機関の特定診療科以外の医療機関における従事終了日 年 月 日)

添付書類 指定医療機関の特定診療科における従事開始日及び診療科の名称を記載した在職証明書

(在職証明書の例)

在 職 証 明 書

氏 名 ○○ ○○
生年月日 昭和○年○月○日生

上記の者が下記のとおり在職していることを証明する。

記

在職期間 平成○年○月○日から 現在に至る
職名 医員 (○○科又は○○科での○○研修)

平成○年○月○日

□□□□病院
院長 ○○○○

印